

会 報

ふくしま成年後見センター

発行日 平成26年 2月28日

第 2 号



「認定」NPO法人の取得

代表理事 國井 輝夫

目次：

「認定」NPO法人の取得	1
認定NPO法人とは	1
平成26年度通常総会等の開催	2
平成25年度の主な事業の実施報告	2
連載 成年後見制度(2)	4
トピックス・報告	2～3
お知らせ	3
リーフレット発刊	4

編集委員の紹介

発行者	國井 輝夫
編集長	境野 洋統
副編集長	菊地 ミドリ
編集員	篠崎 浩作

<認定取得の目的>

厚生労働省によると65才以上の認知症高齢者が462万人に達するという中で、判断能力が不十分な方々の権利擁護を図ることが喫緊の課題になってきている。

当センターは、成年後見の普及・啓発、市民後見人の養成研修や成年後見人等の引受を行う団体として活動していますが、この制度を利用する方々の場合、長期にわたるなど一時的な業務ではありません。

こうした成年後見制度の業務の特徴である「一人一人の権利擁護」にかかわる、「長期にわたる業務」、「信義誠実に行う業務」であることを考慮すると、認定NPO法人は早期に取得すべきであり、センター永続の必須条件であると確信するに至ったところです。

<認定取得の経緯>

平成23年6月に改正特定非営利活動促進法が成立し、その内容を知りたいと考えていたところ、うつくしまNPOネットワーク主催の新NPO会計基準勉強会、ふくしま認定NPO法人を目指す会を同年暮れにスタートさせるという情報を得たので早速参加した。

新会計基準は難解でしたが、当センターにとって会計の透明性の確保は最重要課題であると考え、四苦八苦しながら平成

23年度決算から新基準に添った会計ソフトで決算処理することとした。

本来は、平成24年度に認定取得する計画でしたが、本認定にするか仮認定にするか判断がつかず申請が遅れてしまった。

本認定申請に切り替えられたのは、ふくしま認定NPO法人を目指す会での勉強の中で、相対値基準の特性を徹底的に議論し、シュミレーションを繰り返した結果であると関係者の支援に感謝している。

その後、福島県の担当者とも細部にわたって詰め、6月末に申請10月28日に認定を取得することができた。

<結び>

当センターは、平成21年に知事の認証を得てから5年になり、かつ昨年10月に認定を取得したことから、先般2月6日に創立5周年及び認定取得記念行事として、日本成年後見法学会理事長（中央大学法学部教授）の新井誠氏等を迎え「成年後見フォーラム」を、続いて記念祝賀会を開催したところです。

これまでの反省の上に立ち、一層、成年後見の利用増大を図り、誰もが人として共に生活することができる社会の実現のため、誠実をモットーに活動していくことを誓ったところです。

認定NPO法人とは

ふくしま成年後見センターは、知事より平成25年10月28日認定特定非営利活動法人として認定を受けました。県内で認定取得した5番目の団体です。

今後、より一層公益に資する活動を展開してまいります。

○ 認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた法人をいいます（特定非営利活動促進法）。

トピックス

1. NPOに30万円贈呈

損保ジャパン記念財団は、21日、認定NPO法人ふくしま成年後見センター（福島市）に30万円を寄贈した。

同財団は、NPOが地域に根付き、持続的な事業活動ができるよう助成金を贈る活動をしている。

認定NPO法人を対象にした助成枠に全国から81件の応募があり、20団体を選考した。

贈呈式は、同センターで行われた。松下昌孝損保ジャパン福島支店特命部長が同財団の代理で、國井輝夫代表理事に贈呈書を手渡した。

同財団の岡林秀樹専務理事が同行した。（福島民友）



國井代表理事に贈呈書を手渡す松下特命部長㊟

2. 県内の

認定NPO団体の紹介

●国税庁認定NPO法人

特定非営利活動法人 ふくしまNPOネットワークセンター

●福島県認定NPO法人

- ・特定非営利活動法人 みどりの杜福祉会
- ・特定非営利活動法人 いわき自立生活センター
- ・特定非営利活動法人 えんじょいらいふ福祉会
- ・特定非営利活動法人 パンダハウスを育てる会
- ・特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター
- ・NPO法人 フロンティア南相馬
〈福島県文化スポーツ局 文化振興課〉

○ 認定NPO法人の活動を促進する税制優遇

- ① 個人が認定NPO法人に寄付をした場合
寄付金控除を受けられます。… $\boxed{\text{最大50\%税額控除=減税}}$
- ② 法人が認定NPO法人に寄附をした場合
損金算入限度額の枠が拡大されます（一般のNPO法人への寄付と比較し、経費にできる寄付金の限度額が高い）。
… $\boxed{(\text{資本金等の額} \times 0.375\% \div \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2}$
- ③ 相続人が認定NPO法人に寄付をした場合
… $\boxed{\text{寄付をした相続財産が非課税になります。}}$

○ 寄付のお願い

当センターは、成年後見制度普及等のため非営利活動を行っていますが、今後、より多くの方々を支援し、安定した活動を続けていくためには、財政的基盤の強化が必要です。

当センターの考えや活動に賛同いただける個人、団体、企業の皆様から寄付によるご支援を募集しております。何卒宜しくお願い申し上げます。

平成26年度通常総会等の開催

平成26年5月9日（金）の同日に一緒に開催します。ご参加下さい。

1. 講演会…公開（市民の参加歓迎）

- ・日 時
平成26年5月9日（金） 14:00～15:30
- ・場 所
コラッセふくしま 和室2（3F）
- ・テーマ
「南相馬」での被災体験をとおして想うこと
- ・講 師
一般社団法人はらまち
除染テクノ代表社員 齋藤盛男

2. 通常総会

- ・日 時
平成26年5月9日（金） 15:40～17:00
- ・場 所
コラッセふくしま 和室2（3F）
- ・協 議
事業報告、予算決算、役員改選等

3. 懇親会

- ・日 時
平成26年5月9日（金） 17:15～19:15
- ・場 所
味処「こけし」
- ・会 費
4,000円

平成25年度の主な事業の実施報告

1. 成年後見研修会

第5回市民参加の公開研修会が郡山市労働福祉会館で4日間の日程（6月20日、27日、7月4日、11日）で開催され、20名ほどの受講者がありました。

研修は、仙台の東北福祉大学総合福祉学部の准教授の菅原好秀氏はじめ、東京の品川成年後見センター所長齋藤修一氏や福島家庭裁判所郡山支部主任調査官明珍美樹生氏等の多士済々の講師により実施されました。

この後考査が実施され、盛況裏に終了することができました。

2. 市民後見人養成研修

福島市からの委託事業としてチェンバおおまち（福島市市民活動サポートセンター）で実施されました。

昨年が基礎研修、今年は実践研修として講義が4日間（12月11日、25日、1月11日、18日）と体験学習2日間が行われました。

講義（座学）は、仙台のエール副理事長の鈴木守幸、弁護士の新開文雄氏、同

谷澤正高氏や司法書士野内光之、松本喜一氏等により事例研究等の研修が行われました。

体験学習先として地域包括支援センターを中心に特別養護老人ホームで実践体験し、レポート提出で修了です。最終修了者は、20名弱でした。

3. 成年後見フォーラム及び記念祝賀会

(1) 成年後見フォーラム

- ・日 時 平成26年2月6日(木) 13:30～16:10
- ・場 所 福島県文化センター (小ホール)
- ・内 容

<基調講演>

演題「市民後見と成年後見制度」

講師：日本成年後見法学会理事長（中央大学法学部教授）新井 誠氏

2000年の成年後見に係る民法の改正過程の経緯等を踏まえ、成年後見の果たす役割と意義を話題にし、現在の利用が後見に偏っていることの問題点を指摘された。

判断能力が不十分な人も人間らしい暮らしができるようにするためには後見に至る前の段階の補助、保佐の段階での支援が基本である。

後見になると本人の意思が無視され、後見人が全て代理して行うのは問題であることや市民後見人が本人に寄り添う形態が重要であること等が力説され、有意義な講演であった。



<パネルディスカッション>

演題 同上

- ・コーディネーター 新井 誠
- ・パネリスト 齋藤修一（品川成年後見センター室長）
- ・パネリスト 松本喜一（福島介護福祉専門学校教員）

それぞれの地域での取り組み状況を踏まえ、市民後見のあり方を討議した。

当日は、これまでのうちもっとも寒い日でしたが、100名弱の方々が熱心に聴講されました。

(2) 記念祝賀会

創立5周年及び認定取得記念祝賀会を福島駅前のラヴィバレに会場を移して開催されました。

平成21年1月に活動開始し、ちょうど5周年になること、また健全な団体として知事より「認定」NPO法人として昨年10月28日に認められたことを記念して、多数の来賓の出席のもとに開催し、これを機会に更なる発展を誓ったところです。

4. シニアパソコン教室の開催

昨年9月の4日間（毎週木曜日）にわたって当センターでは、チェンバおおまち（福島市）で高齢者・障害者の居場所の提供及び生きがい支援を目的としたシニアパソコン教室を開催しました。

パソコンに触るのも初めてという初歩の初歩の人たちを対象にした13名の定員が直ぐに満杯になり、最後まで熱心に講師の説明を聞いていました。

多くの参加女性が口をそろえ「これからは一人暮らしも考えなければならず、いろいろな情報を得られる道具の利用方法を学ぶのは死活問題」と言います。親睦よりも、むしろずっと社会に関わっていきたいという強い意欲が感じられ、これからの情報端末の重要性について改めて考えさせられました。

報 告

1. ふれあい世話人養成研修
○郡山市（郡山市総合福祉センター）
平成25年9月13日(金) 開催
6人が受講し、傾聴トレーニング等を実施
- 須賀川市（須賀川市中央公民館）
平成26年1月23日(木) 開催
15人が受講し、熱心に研修した。
2. 寺子屋塾の開催
平成25年度下期に実施
- 「日本の仏教思想」
5回（10月～1月）
講師 遠藤 剛
- 「藤沢周平作品を読む」
（藤沢周平作品と海坂藩）
4回（1月～2月）
講師 國井輝夫

お知らせ

成年後見相談所

●常設相談所（無料）

毎週火曜日、木曜日
午後4時～6時
場所：ふくしま成年後見センター
（福島市五老内町6-4
フジコーポラス101）
連絡：電話 024-535-5451
（事前に連絡ください）

●定期相談所（無料）

- ・福島：偶数月の第1土曜日
午後2時～4時
場所：福島市市民活動サポートセンター
（チェンバおおまち：東邦銀行本店前）
連絡：同 上
- ・郡山：奇数月の第3土曜日
午後2時～4時
場所：朝日第2吉田ビル
（郡山市朝日1丁目13-2）
連絡：同 上

本法人の事業活動に賛同し、活動を支援していただける正会員、賛助会員を募集いたします。

正会員： 議決権あり
(個人、団体とも)
入会金 3千円
年会費 3千円

賛助会員： 議決権なし
個人 年会費 3千円
団体 年会費 7千円

ご希望の方には資料一式お送りいたします。詳しくは本紙発行所までお問合せ下さい。

会報

ふくしま成年後見センター

■発行者

特定非営利活動法人
ふくしま成年後見センター

■発行人

代表理事 國井 輝夫

■発行所

〒960-8111
福島市五老内町6-4
フジコーポラス101
TEL 024-535-5451

■編集者

理事 境野 洋統

■編集後記

2月16日(日)開催の「ふくしま市民活動フェスティバル」での当法人の「座談会」には、大雪にもかかわらず10人弱の市民の参加のもと熱心に討論できたことが印象的でした。

ホームページもご覧下さい。
[Http://fukushima-kouken.com/](http://fukushima-kouken.com/)

リーフレットの 発 刊

今般、「しくみ」と「手続き」— 成年後見制度という12頁にまとめた一目でわかるリーフレットを作成しましたのでご利用ください。

連載 成年後見制度

第2回 制度のあらまし2

会員 篠崎浩作

前回は、法定後見制度について解説しました。今回は、まず「任意後見」について解説していきたいと思います。

任意後見は、判断能力があるうちに、任意後見受任者（任意後見監督人選任後任意後見人となる。）と、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。将来どんな生活をしたいのかなど自分の将来を自分で決めることができます。

契約の内容により3つの類型があります。1つ目の「即効型」は、任意後見契約締結後、直ちに任意後見監督人選任審判を申し立てるものですが、契約締結時の判断能力が問題となる（法定後見との競合）ので、避けるべきであるとされています。2つ目の「将来型」（本来型）は、本人の判断能力が低下してきた場合に任意後見監督人選任を申し立て、任意後見監督人選任後、任意後見人の任意後見事務が始まるものです。3つ目の「移行型」は、委任契約と任意後見契約を2本立てで締結し、最初は委任契約に基づき見守りと一部代理を行い、任意後見監督人選任後は任意後見契約に基づき全部代理を行い、必要に応じて死後の事務委任契約を併せて行うこともできます。

この任意後見制度に近いものは、従来も民法の契約自由の原則や公証役場の公証制度を活用すれば、委任契約として可能だったと思われるが、「任意後見契約に関する法律」が制定され、次の3点が明確になりました。1点目は、委任内容が広いことです。2点目は、公証役場の公証が必須です。3点目は、本来の任意後見事務は家庭裁判所が任意後見監督人を選任した後に始まることです。

法定後見が本人の権利を補完するのに対し、任意後見は、本人の権利の拡充の機能を果たすものといわれています。

最近、任意後見の問題点として浮上してきたのは、受任者が本人の見守りを怠り、監督人選任の申立ての前に本人の判断能力が著しく低下し任意後見より法定後見がふさわしい場合があることです。また、受任者が故意に監督人選任の申立てをしないで、本人の財産をほしいままに使ってしまう例も出ています。

次に、成年後見制度の法的背景・必要性について解説したいと思います。

まず、法的背景ですが、成年後見制度以前には、似ていて異なる「禁治産・準禁治産」制度がありました。これは、本人を保護しようとする観点からではなく、家族制度の家長が家の構成員を保護する義務が果たせないような、判断能力の低下で家の財産の管理ができないとか、浪費をして家の財産を散財してしまうであろうという場合に「家の財産の管理（治める）を禁じられた者（禁治産者）」及び浪費者や口のきけない人や耳の聞こえない人を準禁治産者として、行為能力を制限する無能力者制度でした。その代行者は、原則として妻がなり、妻がなれないときは、長男等がなりました。

明治憲法から現憲法に替わり、憲法第24条第2項に、財産、相続等家族に関する事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない、と規定されましたが、禁治産・準禁治産制度は40年も生きてきました。もちろん民法学者も家のためではなく個人のために制度を活用すべきであると主張していましたが、取引の安全の観点から禁治産者・準禁治産者が本人の戸籍に載るなどプライバシーの保護の観点からも問題があったため、あまり普及しませんでした。

しかし、その後、個人の尊厳を真に守るためには、自己決定権の本人の意思（私的自治）が重要であることから、(市町村長等の)措置から(本人意思に基づく)契約へ(契約社会)が標榜されました。そのため、成年後見制度は、介護保険法と同時に制定され、車の両輪になることを期待されたのです。

判断能力の低下した方のために、武器として代理権と同意権(取消権)を持ち、業務としては身上監護と財産管理を行うことが成年後見制度なのです。

何らかの形で、成年法定後見を必要とする対象者は470万人もいるのに、17万人しか利用されておりません。しかも、大半は、成年後見なのです。本来は後見より保佐、保佐より補助、そして任意後見が多くなるのが自然なのですが。

次回は、法定後見の仕組みについて解説したいと思います。